

熱海市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

平成 27 年 3 月に策定した熱海市子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

平成 29 年 6 月に内閣府が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」を参考に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

なお、作業の手引きにおいて示された、見直しに関する判断基準については、以下のとおりです。

(1) 教育・保育について

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

《参考 1》 計画見直しのスケジュール

○平成 29 年 9 月

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」の見直し作業及び県による見直し後計画の内容確認及び調整

○平成 29 年 10 月 パブリックコメント

○平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月

中間見直し後の計画を子ども・子育て会議へ付議

○平成 30 年 4 月計画（改定後）施行